

令和7年度 札幌市商店街加入促進 事業補助金

募 集 要 領

1 【 事業目的 】

この事業は、札幌市内の商店街振興組合が行う若手をはじめとする新規組合員の加入促進活動の支援を行うことにより、組織基盤を強化し、商店街振興組合の活性化を図るため、加入促進費を補助するものです。

2 【 申請受付期間 】

令和7年（2025年）4月1日（火）～ 令和8年（2026年）3月13日（金）

以下のとおり原則毎月最終営業日を締切日とし、締切日ごとに交付決定いたします。

※採択件数が予算の上限に達した場合、その時点で募集は終了します。

募集回	締切日（書類到達日）	交付決定時期（予定）
第1回	令和7年（2025年）4月30日（水）	5月上旬
第2回	令和7年（2025年）5月30日（金）	6月上旬
第3回	令和7年（2025年）6月30日（月）	7月上旬
第4回	令和7年（2025年）7月31日（木）	8月上旬
第5回	令和7年（2025年）8月29日（金）	9月上旬
第6回	令和7年（2025年）9月30日（火）	10月上旬
第7回	令和7年（2025年）10月31日（金）	11月上旬
第8回	令和7年（2025年）11月28日（金）	12月上旬
第9回	令和7年（2025年）12月26日（金）	1月中旬
第10回	令和8年（2025年）1月30日（金）	2月上旬
第11回	令和8年（2025年）3月13日（金）	3月下旬

3 【 申請対象者 】

新たに組合員を加入させた商店街振興組合法に基づく商店街振興組合が対象です。ただし、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 申請者（商店街振興組合）が申請日時点で新たな組合員を加入させていること
- ② 新たに加入させた組合員が「反社会的勢力（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。）及びこれと関係のある者」に該当していないこと

【POINT】

○組合員は「正規の組合員」を指します。

※賛助会員や特別会員などは対象になりません。

○令和7年4月1日から申請日までに組合員を加入させている必要があります。

※令和7年4月1日より前に組合員を加入させている場合は対象になりません。

4 【補助金額】

新規組合員の加入した日における年齢によって、補助金額が異なります。

また、(1)と(2)の件数を合わせて年間5件が1商店街あたりの上限件数となります。

(1) 新規加入促進型

新規組合員を加入させた場合、1件あたり3万円の支給となります。

補助額	新規組合員1件あたり3万円
-----	---------------

(2) 若手組合員加入促進型

加入した日における新規組合員の年齢が **50歳未満** であれば、新規加入促進型の3万円に5万円を上乗せし、計8万円の支給となります。

補助額	若手組合員1件あたり8万円 (新規組合員3万円+上乗せ5万円)
-----	------------------------------------

5 【申請から支払いまでの流れ】

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書兼加入報告書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・組合員が新たに加入したことがわかる書類（理事会の議事録、組合員名簿など）
- ・直近の定款（商店街の街区が分かるものも添付してください。）
- ・若手組合員の生年月日を確認できるもの（若手組合員加入促進型を申請する場合に限ります。）
- ・振込先口座が分かる書類（カナ名義、金融機関名、口座番号などが分かる口座の写しなど）
- ・その他市長が求める書類

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は電子メールで以下の提出先に提出してください。

【申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課 商業振興係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階（北側）
電話 011-211-2372（土日祝日を除く 8:45~17:15）
メール shogyo@city.sapporo.jp

(3) 提出書類の形式などについて

全てA4サイズとし、電子メールでの提出の場合、ファイルの拡張子を変更しないでください。

(4) 書面審査

書類の内容を基に、この補助金の要件に合致するかを審査します。

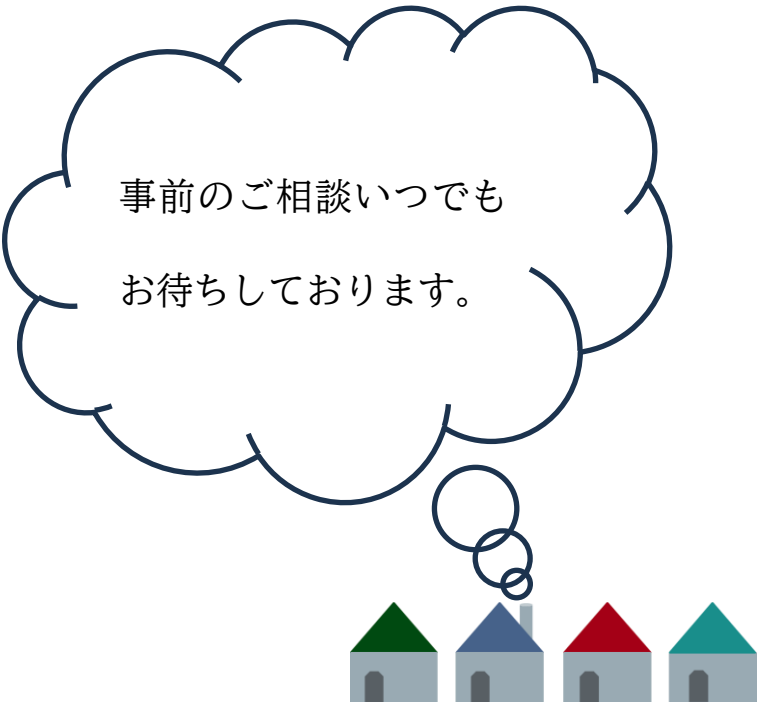
(5) 交付（不交付）決定

(4)の審査の結果、要件に合致するものと認められる場合に、補助金の交付決定と金額を確定し、補助金交付決定兼補助金額確定通知書を送付します。

(6) 補助金額の振込

(5)の通知書の日付から概ね2週間程度で、補助金を交付します。

【POINT】 補助金受領後は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿等の証拠書類を令和8年度から起算して5年間保存する必要があります。



事前のご相談いつでも
お待ちしております。

～ 書類のご提出・お問い合わせは ～

札幌市 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 商業振興係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階（北）

TEL：011-211-2372 FAX：011-218-5130

E-mail：shogyo@city.sapporo.jp

札幌市ホームページ：

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/shotengai/kiban.html>